

大分県報

令和七年
第五九五号
三月二十八日

(金曜日)

目次

告示

指定漁船調書の縦覧……………	一
道路区域の変更……………	一
道路の供用開始……………	二
教育委員会告示……………	二
県指定史跡の指定の解除……………	二
公安委員会告示……………	三
乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意（三件）……………	三

○告示

大分県告示第百三十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

届出事項	大分県知事	佐藤 樹一郎
1 発起人の住所及び氏名		
別府市大字鶴見三千八百七十四番地の六		
畠中 順子		

令和七年三月二十八日

大分県報（告示）

一

別府市大字鶴見四千二百二十三番地の四十二 永井 美津男 別府市亀川四の湯町十六番十四号 脇 文生		2 加入区 別府市加入区		3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 大分県漁業協同組合		二 指定漁船調書の縦覧		1 縦覧期間 令和七年三月二十八日から同年四月十一日まで		2 縦覧場所 (一) 大分市府内町三丁目五番七号 大分県漁業協同組合事務所 (二) 別府市亀川浜田町九百九十一番百十七 大分県漁業協同組合別府支店事務所	
道路の種類 及び路線名		区 間		区域変更 前後別		敷地の幅員		延 長		大分県知事 佐藤 樹一郎	
県道南小国 上津江線		日田市上津江町上野田字カタニ タ七七三番二九から 日田市上津江町上野田字カタニ タ七七三番五四まで		前		メートル 一・二・〇 四・〇		メートル 一九二・六			
		日田市上津江町上野田字カタニ									

大分県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和七年三月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十八日

タ七七三番九〇から 日田市上津江町上野田字カタニ タ七七三番九七まで	後	三一・〇 ～ 七・〇	一九六・五
--	---	------------------	-------

大分県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年三月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道南小国上津江線	日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番 九六から 日田市上津江町上野田字カタニタ七七三番 九七まで	令七・ 三・二八

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第五号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十六条第二項の規定により県指定史跡の指定が解除されたので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

大 分 県 教 育 委 員 会

区分	名 称	指定年月日	所在地	所有者	解除年月日	備 考
			豊後高田市加礼川字外ソノ六一六番一ほか (同六〇)			

財室及び国東市教育委員会文化財課に備え置いて縦覧に供する。）	史跡						
	石立山岩戸寺	六郷山夷岩屋の寺社境内	長岩屋山天念寺	金剛山長安寺	昭五四・五・一五	昭五四・五・一五	六番から六一三番まで、六一九番一、六二〇番、同字中山六六一番から六六五番までは除く。） で次の図に示す範囲
	昭五四・五・一五	平二八・二・二三	昭五四・五・一五 昭五六・三・三一追加指定				豊後高田市長岩屋字円重坊一一四九番ほか
		市夷字中川原一〇一五番ほか	天念寺ほか一人	松本節子ほか四人	令六・十・一		国指定史跡指定
	六柱社ほか四人	霊仙寺ほか三人	令六・十・一				国指定史跡指定
	令六・十・一						
	国指定史跡指定	国指定史跡指定	国指定史跡指定				

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第31号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、大分市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和7年3月28日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり
 - 2 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
大分市から委託を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者が道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
 - 3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
- 大分バス株式会社と大分市との運行時刻等についての調整

別表

	停留所の名称	所在地	合意日
1	北公園前バス停	大分市大字北	令和7年2月20日
2	坂ノ市駅バス停	大分市大字坂ノ市	
3	西町バス停	大分市鶴崎一丁目	
4	田中北バス停	大分市大字奥田	
5	幸崎駅バス停	大分市大字神崎	

大分県公安委員会告示第32号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、豊後大野市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和7年3月28日

大分県公安委員会委員長 平 川 加 奈 江

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり
- 2 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
豊後大野市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車
- 3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

大野竹田バス株式会社と豊後大野市との運行時刻等についての調整

別表

	停留所の名称	所在地	合意日
1	戸崎（大野）	豊後大野市大野町大原	令和7年2月20日
2	養老	豊後大野市大野町大原	
3	住吉	豊後大野市大野町大原	
4	下津留	豊後大野市大野町屋原	
5	代の原	豊後大野市大野町屋原	
6	福祉センター前（下り）	豊後大野市大野町屋原	
7	西田中	豊後大野市大野町田中	
8	田中	豊後大野市大野町田中	
9	境橋（下り）	豊後大野市大野町中原	
10	中原（上り）	豊後大野市大野町中原	
11	今川	豊後大野市大野町田代	
12	川北（上り）	豊後大野市大野町田代	
13	田代（下り）	豊後大野市大野町田代	
14	堤田（下り）	豊後大野市大野町田代	
15	大野橋（下り）	豊後大野市大野町矢田	
16	谷川原（上り）	豊後大野市三重町芦刈	
17	東營住宅前	豊後大野市三重町芦刈	
18	三重の原	豊後大野市三重町小坂	

19	金田入口	豊後大野市三重町芦刈	
20	亀の甲	豊後大野市三重町菅尾	
21	菅尾駅	豊後大野市三重町菅尾	
22	菅尾小学校入口	豊後大野市三重町菅尾	
23	宮尾入口	豊後大野市三重町宮野	

~~~~~  
大分県公安委員会告示第33号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、豊後大野市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和7年3月28日

大分県公安委員会委員長    平    川    加    奈    江

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり
- 2 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲  
豊後大野市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車
- 3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

大野竹田バス株式会社と豊後大野市との運行時刻等についての調整

別表

|   | 停留所の名称     | 所在地        | 合意日      |
|---|------------|------------|----------|
| 1 | 市場（上り）     | 豊後大野市三重町市場 | 令和7年3月7日 |
| 2 | 権現堂        | 豊後大野市三重町小坂 |          |
| 3 | みつば台（下り）   | 豊後大野市三重町内田 |          |
| 4 | 三重幼稚園前（下り） | 豊後大野市三重町市場 |          |
| 5 | 三重トキハ前（下り） | 豊後大野市三重町市場 |          |